

証券コード 1417
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ホールディングス
代表取締役社長 鈴木 正 俊

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、インターネットウェブサイト(<http://www.evotep.jp/>)よりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室
(末尾に記載の会場案内図をご参照ください)
3. 目的事項
 - 報告事項
 - 1.第5期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第5期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (お 願 い) ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人より議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ・インターネットウェブサイトより議決権を行使される場合は、別途「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ・当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定としております。ご不便、ご迷惑をおかけすることになります。ご了承くださいませようお願い申し上げます。また、当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただく予定としておりますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) ・本招集ご通知添付書類および株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.mirait.co.jp/>) にて修正の内容を開示いたします。
- ・本招集ご通知に添付して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.mirait.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。
- ・株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたく存じます。

事業報告

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2014年度におけるわが国経済については、消費税増税に伴う反動の長期化や海外景気の下振れ等があったものの、雇用情勢や企業収益が着実な改善傾向にあるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

情報通信分野においては、固定ブロードバンド市場が成熟化するなか、光回線の卸しという新たな需要拡大の動きがみられます。一方、移動体通信分野においては、スマートフォンやタブレット端末などが普及し、当社の主要取引先である通信事業各社は、定額料金制の導入や新たな利用シーンの拡大に力を入れています。また、急増するトラフィックに対応するため、LTEやWi-Fiなどの高速・大容量モバイルネットワークの構築を急ピッチで進めています。

さらに、電力自由化への動きや環境・エネルギー問題に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に社会インフラの再構築への期待が高まるなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような事業環境の変化を積極的に捉え「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、2014年度をスタートとする3ヶ年の中期経営計画（2016年度目標：売上高3,100億円、営業利益170億円、営業利益率5.5%、ROE8%以上）を策定し、積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を推進してまいりました。

NTT事業においては、成長事業への人員シフトや拠点集約などの事業改革に取り組みました。

マルチキャリア事業においては、LTEなどの小規模大量工事への対応を強化し、生産性向上を図るとともに、オーストラリアの現地法人を連結子会社としました。

環境・社会イノベーション、ICTソリューション事業においては、太陽光発電設備の構築やEV充電器の設置、大学・企業等における大型ネットワーク工事の拡大に加え、ホテル向けタブレットサービス「[ee-TaB* (イータブ・プラス)]」の提供開始など、新規事業領域の開拓にも積極的に取り組みました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は2,936億9千万円（前期比4.1%増）、売上高は2,837億4千7百万円（前期比2.2%増）と増収となりました。損益面につきましては、営業利益は141億3千9百万円（前期比23.4%増）、経常利益は148億3千4百万円（前期比20.9%増）と増益となりました。なお、当期純利益については、子会社における退職給付制度及び年金資産の見直しに伴う特別利益を計上したこともあり、111億8百万円（前期比54.6%増）と大幅な増益となりました。

[ミライトの業績]

ミライトは、中期経営計画の達成に向けて「総合エンジニアリング&サービス会社」として、サービスの多様化・高度化に向けたあらゆるネットワークの構築・整備に積極的に取り組みました。

NTT事業においては、成長分野への人員シフトを進めるとともに、神奈川県に藤沢技術センタを新設し、県内の工事事務所を集約するなど、生産性向上と事業効率化に取り組みました。

マルチキャリア事業においては、LTEなどの小規模大量工事へのマネジメント強化による業務効率化を推進しました。また、「次世代モバイルビジネス創造本部」を設置し、モバイルキャリアの周辺事業やモバイル技術を活用した新事業拡大を図りました。

環境・社会イノベーション、ICTソリューション事業においては、太陽光発電設備の構築、EV充電器の設置、ソフトウェア開発、大学におけるPBX更改など大型ネットワーク工事に加え、ホテル宿泊者向け情報提供サービス「ee-TaB*（イータブ・プラス）」の提供開始など、新規事業領域の開拓に積極的に取り組みました。さらに、今後の柱となる事業を拡大するため、「ICT営業本部」、「環境・エネルギー営業本部」、「社会インフラ営業本部」を設置して営業を強化するとともに、インキュベーション組織の新設による事業開拓の推進を図りました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は1,899億5千3百万円（前期比2.3%増）、売上高は1,879億9千9百万円（前期比1.6%増）、営業利益は114億7千7百万円（前期比26.8%増）となりました。

[ミライト・テクノロジーズの業績]

ミライト・テクノロジーズは、安全の確保、品質の向上、コンプライアンスを全てに優先させつつ、NTT事業においては、設備運営業務の拡大、震災復興関連工事や電柱更改工事などの広域工事の推進、技術センタの集約など収益の確保に努めました。

マルチキャリア事業においては、モバイルキャリアの設備投資の減少にあわせた要員配置の効率化や業務支援システムの活用など利益創出に取り組むとともに、ネットワーク伝送設計など固定系業務の拡大に努めました。グローバル事業においては、オーストラリアの現地法人を経営統合し、株式会社ミライト・テクノロジーズ オーストラリアを発足させ事業を拡大しました。また、ミャンマーなど経済成長の著しいアジア・パシフィック地域においてもさらなる事業拡大を図りました。

環境・社会イノベーション、ICTソリューション事業においては、太陽光発電設備の構築及び保守が本格化し、太陽光パネルなど中国からの物品調達を円滑に行うため香港支店を開設しました。また、ポケットベルで使用していた280MHz帯を利用した電力やガスメータ検針のための新しい無線網の実証実験を開始するなどICTを活用した幅広い分野に積極的に取り組みました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は1,151億5千4百万円（前期比4.2%増）、売上高は1,072億4千万円（前期比3.7%増）、営業利益は23億9千3百万円（前期比14.7%増）となりました。

[当社（持株会社）の業績]

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能等を担っていることなどから、2事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は43億5千3百万円（前期比27.3%増）営業利益は27億3千万円（前期比53.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は32億1千2百万円であります。その主なものは、技術センタの整備を目的とした建物・構築物の取得、当社グループにおける管理機能強化と業務の効率化を目的とした新基幹システムの改良等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、主要な設備投資に充当するための増資あるいは社債等の重要な資金調達は行っておりません。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は転換期を迎えております。情報通信分野においては、光コラボレーションモデルの登場やWi-Fiの拡大、スマートフォンやタブレット端末の普及により、固定と移動、通信と放送の融合による多彩なサービスが拡大しつつあります。

また、移動体通信分野では、キャリアアプリケーション技術の導入による高速化に加え、新たな周波数帯でのサービス開始やLTE-Advanced等、新しい通信技術の導入が進展しております。

さらに、東日本大震災復興の本格化、新エネルギーへの転換促進、マイナンバー制度の導入、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた社会インフラの再構築など官民一体となった成長戦略の推進やICT技術の進展・活用等が社会イノベーションの動きとなり、新たな成長市場を生み出しております。

このような事業環境のもと、当社グループは技術力や提案力を強化しクラウド、オフィスソリューション、Wi-Fiソリューション、新エネルギーなど多くの成長分野を積極的に拡大し、事業ポートフォリオの構造転換を図る必要があります。また、国内での事業経験を活かし、海外での事業展開を図っていく必要もあります。

一方、NTT関連事業については固定ブロードバンド市場の成熟化に伴う光関連工事の需要減少に対応するため、生産性向上・業務の効率化に取り組む必要があります。また、モバイル関連事業においては、通信事業各社のサービス競争の激化や工事の小規模化などから、さらなるコスト削減と施工効率の向上が求められております。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画の達成に向けグループの総力を結集し、次のような課題に取り組んでまいります。

①事業運営の強化

- ・ 既存事業の効率化と再構築への対応
- ・ 「今後の柱となる事業」の着実な売上高拡大と利益率の向上

②経営基盤の強化

- ・ グループ内外とのフォーメーション強化
- ・ 全国工事・保守体制の強化
- ・ マルチスキル社員の育成と資格者の確保
- ・ 効率化を推進するためのワークプラットフォームの改善（最新ICT技術の活用）

③企業文化の変革

- ・ 「安全第一」の企業文化の定着、ミライトクオリティの確立
- ・ 自由闊達な社風・チャレンジ精神の醸成
- ・ CSRの推進、ミライトブランドの向上

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 平成24年3月期	第 3 期 平成25年3月期	第 4 期 平成26年3月期	第 5 期 平成27年3月期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	252,085	278,168	282,026	293,690
売 上 高 (百万円)	236,038	271,018	277,720	283,747
当 期 純 利 益 (百万円)	3,251	4,200	7,186	11,108
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	39.46	50.97	87.30	136.58
総 資 産 額 (百万円)	153,711	172,756	175,992	192,700
純 資 産 額 (百万円)	102,917	106,630	114,173	126,184
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,218.42	1,257.67	1,362.61	1,510.59

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株 式 会 社 ミ ラ イ ト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング 事業・電気設備工事業
株 式 会 社 ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング 事業・電気設備工事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含む35社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
N T T 事業	・NTTグループのパートナー会社として、光ファイバー網構築、IPネットワーク・NGNなどの通信インフラ設備の調査・設計、建設、保守・運用
マルチキャリア事業	・移動体通信の基地局、LTE・WiMAXなどの各種モバイル設備の設計・折衝、建設・試験、調査・保守・運用 ・NCC向け固定通信設備、CATV工事、グローバル等
環境・社会イノベーション事業	・環境・新エネルギー関連の設計・建設・保守・運用 ・電気設備・空調設備等の設計・建設・保守・運用 ・CCBOX等の土木工事
ICTソリューション事業	・情報通信システム（ソフトウェア）の開発・運用・保守 ・情報通信システム（クラウド・オフィスソリューション・Wi-Fi・放送波等）の設計・工事・保守 ・通信機器、ネットワーク関連商品等の販売 ・ネットワーク技術者等の派遣

(8) 主要な営業所及び拠点

株式会社ミライト・ホールディングス（当社）		東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト（子会社）	本社	東京都江東区
	支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、福島支店（郡山市）、栃木支店（小山市）、茨城支店（水戸市）、千葉支店（千葉市）、神奈川支店（横浜市）、信越支店（長野市）、東海支店（名古屋市）、北陸支店（金沢市）、西日本支店（大阪市）、京都支店（京都市）、兵庫支店（神戸市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）
株式会社ミライト・テクノロジーズ（子会社）	本社	大阪市
	支店	群馬支店（高崎市）、埼玉支店（さいたま市）、東京支店（東京都江東区）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、兵庫支店（神戸市）、奈良支店（橿原市）、和歌山支店（岩出市）、沖縄支店（那覇市）、香港支店（中華人民共和国香港特別行政区九龍）

（注）株式会社ミライト・テクノロジーズは、平成26年4月1日付で和歌山支店を和歌山市から岩出市へ移転、平成26年6月30日付で神奈川支店を廃止し、平成26年12月17日付で香港支店を新設しております。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
ミ ラ イ ト	4,337 名
ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	2,898
当 社	99
合 計	7,334

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
99 名	4 名増	40.3 歳	15.4 年

(注) 従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 85,381,866株
- (3) 株 主 数 19,051名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 電 気 工 業 株 式 会 社	16,236千株	19.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,368	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,687	3.30
住 友 電 設 株 式 会 社	2,488	3.06
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,774	2.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,411	1.74
ミライト・ホールディングス従業員持株会	1,318	1.62
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,229	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	994	1.22
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	904	1.11

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (4,047,927株) を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	八木橋 五郎	新ビジネス推進室長 財務部長 兼エムズ・ブレインセンタ所長兼財務サポート部長 総務人事部長 兼エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長 経営戦略部長	株式会社ミライト 取締役会長
代表取締役社長	鈴木 正俊		株式会社ミライト 代表取締役社長
代表取締役副社長	高江洲 文雄		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
代表取締役副社長	高 畠 宏一		株式会社ミライト 取締役
取締役	吉 村 辰久		株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
取締役	得 井 慶昌		株式会社ミライト 代表取締役
取締役	桐 山 学		株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
取締役	十 河 政史		株式会社ミライト 取締役
取締役	小 暮 啓史		株式会社ミライト 取締役
取締役	木 村 正治		国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事
取締役	海老沼 英次	田辺総合法律事務所 パートナー 上智大学法科大学院 非常勤講師 虎の門病院 治験審査委員会委員 株式会社デイ・シイ 独立委員会委員	
常勤監査役	田 中 信義		
常勤監査役	松 尾 正男		
監査役	児 玉 結介		株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役
監査役	大工舎 宏		株式会社アットストリーム 代表取締役 株式会社ヴァイナス 監査役 大研医器株式会社 監査役

- (注) 1. 平成26年6月26日開催の第4回定時株主総会において、高畠宏一、木村正治、海老沼英次の3氏が新たに取締役に、松尾正男、児玉結介の両氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役木村正治、海老沼英次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役松尾正男氏及び監査役大工舎宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大工舎宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び 重要な兼職の状況
取締役	田辺克彦	平成26年6月26日付 任期満了	田辺総合法律事務所 代表パートナー 三和ホールディングス株式会社 監査役 アズビル株式会社 取締役
取締役	薦野寧	平成26年6月26日付 任期満了	コモアンドスタントン株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	宇垣義昭	平成26年6月26日付 任期満了	株式会社ミライト 監査役
監査役	菅沼敬行	平成26年6月26日付 辞任	住友電設株式会社 取締役会長 株式会社ミライト・テクノロジーズ 監査役

6. 当事業年度中に取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	年月日	変更前	変更後
吉村辰久	平成26年6月20日付	取締役兼株式会社ミライト 取締役	取締役兼株式会社ミライト 代表取締役
得井慶昌	平成26年6月20日付	取締役新ビジネス推進室長兼株式会社 ミライト 取締役兼株式会社ミラ イト・テクノロジーズ 取締役	取締役新ビジネス推進室長兼株式会社 ミライト・テクノロジーズ 取締役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (4名)	158百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	46百万円 (24百万円)
合計 (うち社外役員)	19名 (8名)	205百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。

②社外監査役が当社子会社から受けた役員報酬等の額

当事業年度において、社外監査役が当社子会社から受けた監査役としての報酬等の額は1百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 木村正治氏は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの理事を兼任しておりますが、当社と国立研究開発法人国立成育医療研究センターとの間に重要な取引等はありません。
- ・取締役 海老沼英次氏は、田辺総合法律事務所のパートナー及び上智大学法科大学院の非常勤講師、虎の門病院の治験審査委員会委員、株式会社デイ・シイの独立委員会委員を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査役 大工舎宏氏は、株式会社アットストリームの代表取締役及び株式会社ヴァイナスの監査役、大研医器株式会社の監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	木村 正治	就任後開催の取締役会12回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	海老沼 英次	就任後開催の取締役会12回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	松尾 正男	就任後開催の取締役会12回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、就任後開催の監査役会10回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。
社外監査役	大工舎 宏	取締役会15回のうち14回に出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会13回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました東陽監査法人は、平成26年6月26日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	84百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア)当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下、企業集団という)全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家(顧問弁護士等)の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

(イ)当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

(ウ)代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。

(エ)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行なうことにより適正な内部統制システムを構築する。

(オ)企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン(申告・相談窓口)を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。

(カ)法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。

(a)文書(電磁的記録を含む。以下「文書」という。)及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。

(b)文書の保存(保管)期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。

(イ)文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア)リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ)代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ)業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ)取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ)取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行なわれるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b)子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(ア)当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。

(イ)前(ア)に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。

⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(ア)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。

(イ)前(ア)に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。

⑬その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保する体制

(ア)監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。

(イ)監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

(ウ)監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	134,283	流動負債	52,643
現金預金	30,303	支払手形	481
受取手形	1,069	工事未払金	35,448
完成工事未収入金	76,941	1年内返済予定の長期借入金	24
売掛金	3,123	未払金	2,897
未成工事支出金	17,444	未払法人税等	2,059
繰延税金資産	2,696	未成工事受入金	1,702
前払費用	429	工事損失引当金	323
未収入金	1,134	賞与引当金	4,106
その他	1,156	役員賞与引当金	72
貸倒引当金	△17	完成工事補償引当金	16
		その他	5,509
固定資産	58,417	固定負債	13,872
有形固定資産	30,314	長期借入金	36
建物及び構築物	20,664	繰延税金負債	3,317
機械、運搬具及び工具器具備品	9,407	再評価に係る繰延税金負債	42
土地	18,452	役員退職慰労引当金	125
リース資産	515	退職給付に係る負債	7,943
建設仮勘定	541	資産除去債務	86
減価償却累計額	△19,265	長期未払金	1,860
無形固定資産	2,777	その他	459
のれん	381		
ソフトウェア	2,272	負債合計	66,515
その他	123	純資産の部	
		株主資本	117,791
投資その他の資産	25,325	資本金	7,000
投資有価証券	18,886	資本剰余金	25,947
長期貸付	11	利益剰余金	87,471
退職給付に係る資産	2,904	自己株式	△2,626
繰延税金資産	1,040	その他の包括利益累計額	5,068
敷金及び保証金	1,154	その他有価証券評価差額金	3,109
その他	1,549	土地再評価差額金	△100
貸倒引当金	△221	為替換算調整勘定	1
		退職給付に係る調整累計額	2,057
		少数株主持分	3,324
		純資産合計	126,184
資産合計	192,700	負債・純資産合計	192,700

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高 価		283,747
完 成 工 事 原 価		250,633
完 成 工 事 総 利 益		33,113
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,973
営 業 業 外 利 益		14,139
営 業 取 外 取 利 益		
受 取 配 当 金 額	21	
受 取 の の れ ん 償 却	275	
不 動 産 賃 貸 料	265	
保 険 解 約 返 戻 金	40	
持 分 法 に よ る 返 投 資 利 益 入	101	
雑 業 外 取 費 用	52	
	136	894
支 払 外 費 用	13	
為 替 差 損	63	
不 動 産 賃 貸 費	48	
雑 支 出	73	
経 常 利 益		199
特 別 利 益		14,834
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	132	
負 債 の の れ ん 発 生 益	33	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	516	
そ の 他	2,791	
特 別 損 失	88	3,563
固 定 資 産 損 失	0	
固 定 資 産 除 却 損	90	
投 資 有 価 証 券 損 失	322	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	15	
そ の 他	6	
	219	656
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		17,742
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	4,582	
法 人 税 等 調 整	1,670	6,253
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		11,488
少 数 株 主 利 益		380
当 期 純 利 益		11,108

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,598	流動負債	27,831
現金預金	23,146	未払金	57
短期貸付金	1,649	未払法人税等	1,069
前払費用	14	未払消費税等	47
繰延税金資産	40	預り金	26,482
未収入金	2,746	その他	174
その他	1		
固定資産	65,090		
有形固定資産	70	負債合計	27,831
建物	52	純資産の部	
備品	17	株主資本	64,857
無形固定資産	11	資本金	7,000
ソフトウェア	10	資本剰余金	57,101
その他	1	資本準備金	2,000
投資その他の資産	65,008	その他資本剰余金	55,101
関係会社株式	64,955	利益剰余金	3,343
敷金及び保証金	52	その他利益剰余金	3,343
その他	0	繰越利益剰余金	3,343
		自己株式	△2,587
		純資産合計	64,857
資産合計	92,688	負債・純資産合計	92,688

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月1日
至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,645	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	2,707	4,353
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	1,623	1,623
営 業 利 益		2,730
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
未 払 配 当 金 除 斥 益	4	
そ の 他	10	28
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
そ の 他	0	15
経 常 利 益		2,743
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益		2,743
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38	
法 人 税 等 調 整 額	11	49
当 期 純 利 益		2,694

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 田中 信義 ㊟

常勤監査役 松尾 正男 ㊟
(社外監査役)

監査役 児玉 結介 ㊟

監査役 大工舎 宏 ㊟
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績や配当性向などにも配慮しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、1株当たり5円増配し、15円といたしたいと存じます。

これにより中間配当金1株当たり15円を含めた年間配当金は1株当たり30円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は1,220,009,085円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第2項（取締役の責任免除）及び第38条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、取締役の責任免除に係る規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 経営体制の一層の充実強化を図るため、相談役および顧問各若干名を取締役会の決議によって置くことができる旨の定めを定款に新設するものであります。
- (3) 上記の条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(相談役および顧問) <u>第29条 当社は、取締役会の決議によって、相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>第30条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第3号議案 取締役1名選任の件

平成27年6月11日付をもって取締役得井慶昌氏が辞任されますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
坂下 啓輔 (昭和31年2月4日生)	平成22年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト取締役ネットワーク本部長 平成25年6月 株式会社ミライト・テクノロジーズ執行役員ネットワーク事業本部副本部長 平成26年2月 同社執行役員ソリューション事業本部ソリューション推進部長 平成26年6月 同社取締役常務執行役員ソリューション事業本部ソリューション推進部長 平成26年7月 同社取締役常務執行役員テクニカル・イノベーション本部長 (現在)	1,033株

- (注) 1. 坂下啓輔氏は新任の取締役候補者であります。
2. 坂下啓輔氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までには取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【証券口座に関してのお問合せの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問合せください。
なお、特別口座についてのご照会は次のとおりです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120(232)711 (フリーダイヤル)
(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

※特別口座に関するご照会および住所変更等のお届けは、下記の連絡先に照会をお願いいたします。

<旧大明株式会社および旧株式会社コミュニューアの株式を特別口座でご所有の株主様>

三井住友信託銀行株式会社
電話 0120(782)031 (フリーダイヤル)

<旧株式会社東電通の株式を特別口座でご所有の株主様>

三菱UFJ信託銀行株式会社
電話 0120(232)711 (フリーダイヤル)

<旧東邦建株式会社の株式を特別口座でご所有の株主様>

みずほ信託銀行株式会社
電話 0120(288)324 (フリーダイヤル)

会場案内図

会場 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室
東京都江東区豊洲五丁目6番36号 (〒135-8111)
(SIA豊洲プライムスクエア内)

<交通のご案内>

東京メトロ 有楽町線 豊洲駅6a出口 (徒歩約3分)

ゆりかもめ線 豊洲駅 (徒歩約3分)

(注)駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。

